

令和2年5月26日

自家用電気工作物設置者 殿

経済産業省 産業保安グループ 電力安全課長

高濃度PCB含有電気工作物に係る早期処理へのご協力について（要請）

平素より、自家用電気工作物（電気室、キュービクル等）の保安についてご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昭和43年のカネミ油症事件で社会問題となった毒性を有する高濃度PCB（ポリ塩化ビフェニル）を用いた変圧器又は電力用コンデンサー等（以下「高濃度PCB含有電気工作物」という。）については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「PCB特措法」という。）に基づき、地域ごとに処理期限、処理施設などが厳格に定められており、地域ごとの処理期限に間に合わない場合は、今後、一切処分を行うことができなくなります。

このため、高濃度PCB使用製品を確実に処理するため、PCB特措法において、使用中の製品であっても、所定の期限（次ページ参照）までに廃棄し、かつ、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）への処分委託を行うことが義務づけられます。また、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）においても、高濃度PCB含有電気工作物について、所定の期限までに廃止（使用中止）することが義務づけられております。

早期に高濃度PCB含有電気工作物の使用を中止し、所定の期限までに処理を終えられるよう、格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます。詳しくは、貴事業場の電気主任技術者（電気管理技術者及び電気保安法人を含む。）にご相談下さい。

※処分に向けた手続を行うにあたり、種類がわからず、電気室やキュービクル等に立ち入る必要がある場合は、感電事故の危険性が伴うため、必ず貴事業場の電気主任技術者へ事前にご相談下さい。

別添

- ・古い工場やビルをお持ちの皆様へ（チラシ）

(参 考)

「所定の期限」とは、都道府県の区域ごとに次の表のとおりとなります。

高濃度 PCB 含有電気工作物の 設置場所が所在する区域	所定の期限
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の区域	令和4年3月31日
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域	令和3年3月31日

(お問い合わせ先)

① 中間貯蔵・環境安全事業株式会社 (JESCO) への機器登録の方法について

本社 PCB 処理営業部 登録担当 電話 03-5765-1935

② 電気関係報告規則 (昭和 40 年通商産業省令第 54 号) の各種届出制度について

(北海道電力ネットワーク 区域)

北海道産業保安監督部 電力安全課 電話 011-709-2311 内線 2720

(東北電力ネットワーク 区域)

関東東北産業保安監督部 東北支部 電力安全課 電話 022-221-4947

(東京電力パワーグリッド 区域)

関東東北産業保安監督部 電力安全課 電話 048-600-0387

(中部電力パワーグリッド 区域)

中部近畿産業保安監督部 電力安全課 電話 052-951-2817

(北陸電力送配電 区域)

中部近畿産業保安監督部 北陸産業保安監督署 電話 076-432-5580

(関西電力送配電 区域)

中部近畿産業保安監督部 近畿支部 電力安全課 電話 06-6966-6048

③ その他について

経済産業省 産業保安グループ 電力安全課 (電力・保安担当)

電話 03-3501-1742

※ 各種届出の様式は、経済産業省ウェブサイト「PCB含有電気工作物」でダウンロードできます。

http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/detail/pcb.html

(「経済産業省」「電力の安全」「PCB含有電気工作物」の用語で検索して下さい。)